

法定講習の充実に伴う受講料限度額（案）

1 受講料限度額の引き上げ要因

習得科目「宅地建物取引士の使命と役割に関する事項」が新たに設定されることにより

- ・ 現行に比して、担当講師 1 名が増加
- ・ 現行に比して、受講時間が 1 時間延長
- ・ 新たな講習テキストの作成

が見込まれる。

2 平成 27 年度法定講習受講料限度額（案）

東京地区、大阪地区における各法定講習実施機関における過去 5 年間（平成 21 ～ 25 年度）の実施状況を踏まえ、各経費の受講者 1 人当たりの増加額を算定した。

（1）受講者 1 人当たりの増加額

[受講者 1 人当たり増加額]

① 講師 1 名増加に伴う講師謝金・講師交通費	2 2 1 円
② 受講時間 1 時間延長に伴う会場費	1 5 3 円
③ その他消費税率改定（5% → 8%）等に伴う経費	1 3 0 円
④ 講習テキスト改訂（別冊化、100 頁程度）に伴う教材費	5 0 0 円

計 1,004 円

（2）平成 27 年度の受講料限度額

[現行の受講料限度額]	[増加額]		
11,000 円	+	1,004 円	= 12,004 円
			≒ 12,000 円

平成 27 年度 受講料限度額 12,000 円